

「平成3年税制—土地税制の抜本的改革（地価税、特別土地保有税の拡充、宅地並み課税の実施、譲渡課税の基本税率引上げと軽減税率の引下げ、買換え特例の適用対象縮減）」

（地価税）

- ・相続税評価額が1.5億円を超える土地等を所有する個人及び法人（資本金が1億円を超える法人の場合は1.0億円超）に対して、その超える金額について、毎年0.3%（平成4年は0.2%）を課税。

（特別土地保有税）

- ・三大都市圏の特定市において、昭和61年1月1日以後取得した土地の合計面積が1,000㎡以上であるものに対しては課税。
- ・三大都市圏の特定市について、青空駐車場、資材置場等、土地自体の利用を主たる目的とする特定施設については、免税土地制度を適用しない。
- ・市街化区域内の土地に対する課税期間（10年間）を廃止。

（固定資産税・都市計画税）

- ・市街化区域農地の宅地並み課税について、単位評価額が3万円未満のものについても対象とする。（平成4年から）
- ・宅地並み課税に係る長期営農継続農地制度の廃止。（平成3年限り）
- ・市街化区域農地の所有者が、平成3年4月1日～平成4年12月31日の間に宅地化のための手続を開始し、平成3年4月1日～平成5年12月31日の間に宅地化のための計画策定等が行われたことについて市町村長の認定を受けた場合、平成4年分～平成6年分の固定資産税及び都市計画税を10分の1に減額。

（所得税）

- ・長期譲渡所得に係る分離課税率（4千万円以下20%、4千万円超25%）

を一律30%に引上げ。(平成4年1月1日～)

- ・所有期間10年超の居住用財産の譲渡の特例(3千万円特別控除後の分離課税率を4千万円以下10%、4千万円超15%)を、6千万円以下10%、6千万円超15%に拡充。(平成4年1月1日～)

(法人税)

- ・土地等の譲渡益(短期重課又は超短期重課の適用を受けるものを除く。)に対して、通常の法人税とは別に、10%の税率で追加課税。
- ・超短期重課制度に関し、30%の税率による追加課税方式を、67.5%の分離課税方式に変更。

(所得税・法人税)

- ・特定の事業用資産の買換え特例に関し、長期保有土地等から減価償却資産への買換えを廃止。(平成3年12月31日限り。)